



その他インセンティブ方策の検討方針

環境省 自然環境局 生物多様性主流化室



◆ 企業版ふるさと納税を用いたインセンティブ付与

- 自然共生サイトにける企業版ふるさと納税の活用について周知し、活用を促す。（なお、寄附の内容の一部として人材派遣も可能。）
- 地域再生計画に具体的な目標や自然共生サイト（仮称）の位置づけを記載することで、企業の貢献をより具体的に示すこともTNFD等への活用の観点から推奨する。

◆ 補助金の活用

- 自然共生サイトの認定前後において、保全活動、モニタリング調査、人員確保等に使える補助金や既存の仕組みを活用し、自然共生サイト（仮称）認定前後の取組を支援する。
- 既存事業の活用も必要。（例：生物多様性保全推進支援事業）

◆ 他制度との連携等

- 自然共生サイト（仮称）認定が他制度において付加価値となる制度連携など
- 土地の所有や借用に係る費用負担の軽減（税制優遇等）、国・地方公共団体への許可申請等必要な各種手続きの簡略化等による負担軽減等に関する検討

◆ 専門家等の人材派遣

- 生物多様性の保全管理技術に乏しい実施主体への専門家派遣を行うための人材バンクや派遣制度、仲介するマッチングシステムの整備、既存の人材派遣制度の活用
- 専門家や派遣側にメリットが出るような仕組みを検討（企業等に所属し、かつて生態学や環境科学を専攻していた人材も活用）



企業版ふるさと納税を用いたインセンティブ付与

－高川委員より事例紹介－
三菱地所・みなかみ町・日本自然保護協会の連携について



補助金の活用

補助金の活用（生物多様性保全推進支援事業）

◆ 生物多様性保全推進支援事業の活用

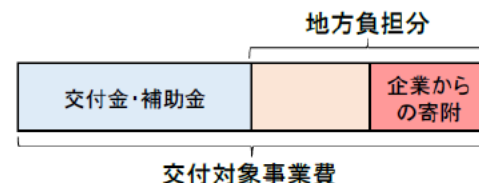
■ **生物多様性保全推進支援事業（交付金）の交付要綱を一部改正（令和5年3月13日）し、令和5年度より、当交付金においても**企業版ふるさと納税の活用が可能**となった。**

【交付要綱より抜粋】（交付額の算定基準）第6条

この交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表3の第2欄に掲げる交付対象経費の支出予定額及び第3欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第4欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。（後略）

＜寄附を地方負担分に充てる場合＞

※地方創生関係交付金等と同様



※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。
 ・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。
 ・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

出典（右図）：「令和2年度税制改正 企業版ふるさと納税の拡充・延長」（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局）

【参考】生物多様性保全推進支援事業

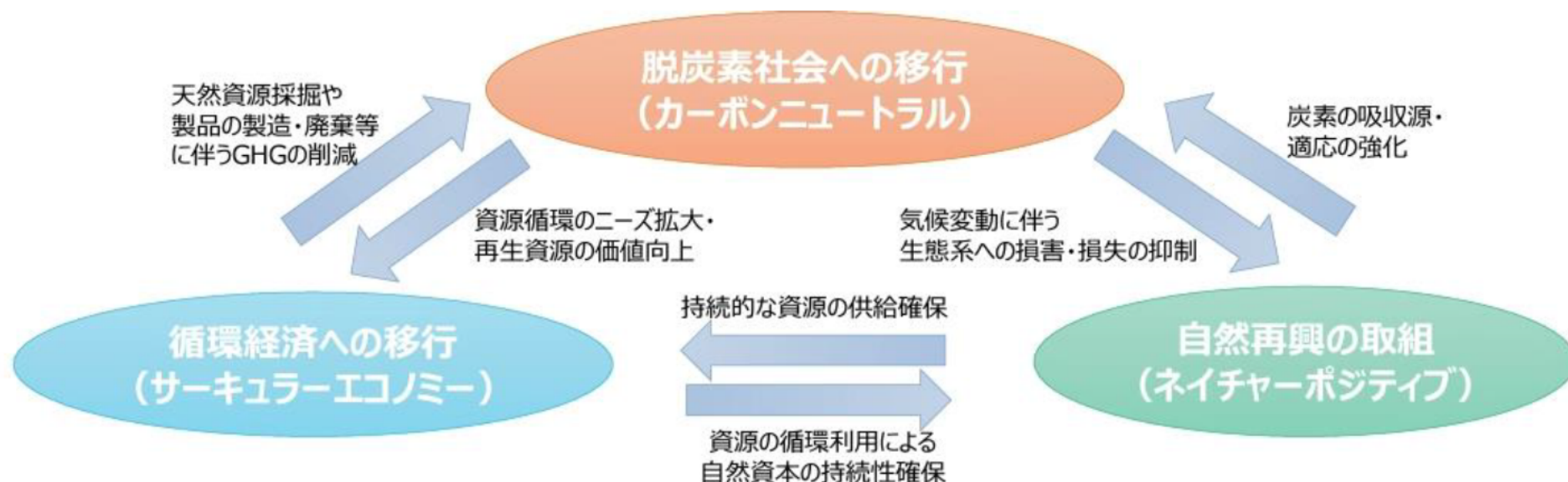
対象事業	交付対象となる事業内容
重要生物多様性保護地域保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR内における生息環境の保全再生等
広域連携生態系ネットワーク構築	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
国内希少野生動植物種保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善等のほか、これに必要な分布状況調査・保全計画策定
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、重要湿地、特定植物群落、国立・国定公園普通地域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動



他制度との連携等

環境省や他省庁の各種交付金、事業等との連携

- 30by30目標の実現に向けた取組を含む**ネイチャーポジティブ（NP）**の取組には、**気候変動（CN）**や**資源循環（CE）**とのシナジーもトレードオフもあり、**統合的取組が肝要**であるため、制度連携を引き続き検討。



国交省における都市緑地の評価のあり方に関する検討との連携

- 令和5年2月より、「民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会」を開催。民間投資の促進に向けた都市緑地の客観的な評価のあり方について検討中。

(国交省) 民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会

設置目的

- 気候変動への対応や新たな生物多様性枠組の達成、Well-beingの向上に向けて、多様な機能を有する都市緑地の量・質の確保を官民で連携して推進する必要。
- ESG投資や財務情報の開示（TCFD、TNFD）の世界的な潮流を踏まえると、都市緑地の確保に繋がる取組を客観的に評価するなど、投資が行われやすい環境整備を進めることで、民間投資による都市緑地の創出の促進が期待。
- こうした背景を踏まえ、都市緑地の確保に繋がる取組の評価のあり方について議論・検討することを目的に、令和5年2月に本検討会を設置。

議論のテーマ（予定）

- 第1回（令和5年2月21日）・認証制度の必要性について
 ・評価における着眼点や重視すべき点について
- 第2回（令和5年3月29日）・評価の対象・項目について
 ・制度が広く使われるための留意点（インセンティブのあり方）について
 ・認証のスキームについて
- 第3回（令和5年4月25日）・中間とりまとめ（素案）について

※必要に応じて、5月下旬頃に第4回検討会を開催

委員名簿

（五十音順、◎：座長）

飯田 晶子	東京大学 工学系研究科 都市工学専攻 主幹研究員	原口 真	MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進室SVP 兼 MS&ADインターリスク総研株式会社 フェロー
一ノ瀬 友博	慶應義塾大学 環境情報学部 学部長・教授	平松 宏城	株式会社ヴォンエルフ 代表取締役 株式会社Arc Japan 代表取締役
北栄 階一	株式会社日本政策投資銀行 ストラクチャード ファイナンス部 課長 兼 地域調査部 課長	堀江 隆一	CSRデザイン環境投資顧問株式会社 代表取締役社長
武田 正浩	一般社団法人 不動産協会 都市政策委員会 委員会 森ビル株式会社 都市開発本部 計画企画部 環境推進部 課長	柳井 重人 ◎	千葉大学 大学院園芸学研究院 教授



土地の所有や借用に係る費用負担の軽減（税制優遇等）

土地の所有や借用に係る費用負担の軽減（税制優遇等）

税制全体のグリーン化検討会における議論

- 第3回までの議論を踏まえ、税制優遇に関する検討を進めていくため、環境省で設置している「税制全体のグリーン化検討会」にて、30by30、自然共生サイト、インセンティブ検討の概要および検討状況等を説明し、意見を伺った。

【参考：税制全体のグリーン化検討会】

- ・環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うための有識者からなる検討会（H24.5～）
- ・委員：大塚直（早稲田大学法学部教授）、岡村忠生（京都大学大学院法学研究科教授）、栗山浩一（京都大学農学研究科生物資源経済学専攻教授）◎神野直彦（東京大学名誉教授）、中里実（西村高等法務研究所理事）、堀井亮（大阪大学社会経済研究所教授）、諸富徹（京都大学大学院経済学研究科教授）、横山彰（日本社会事業大学学長・中央大学名誉教授）、吉村政穂（一橋大学大学院法学研究科教授）※敬称略。◎＝座長。

検討会での主な意見

- ・OECMに対する優遇措置を講ずることも検討する必要があるのではないか。既存の自然地域をOECMに認証することで国際的誓約を果たすだけでなく、利用の見込みのないスギ林を自然林に戻すなど、日本の生物多様性を実質的に高める取組にも期待したい。
- ・自然保護に関する地域指定や協定においては継続性を保つ仕組みが重要ではないか。生物多様性分野では、気候変動分野におけるtCO₂のような単位が存在しないため取組が進みづらい面がある。単位を作ることを考えてはどうか。
- ・生物多様性の定量化を考える必要がある。その際、生物多様性への貢献を、インプットの観点から評価することも可能ではないか。